

公益社団法人日本材料学会における軍事研究に関するガイドライン

2018年4月21日理事会制定

このガイドラインは、公益社団法人日本材料学会（以下、本会という）の目的である社会への貢献、ならびに材料学に関する研究の進歩、学術の発展および技術の向上への寄与に対して、その妨げとなる危険性を有している軍事研究と判断される研究に係わる事業を行わないという共通認識を形成し、その認識を維持していくために策定するものである。

以上の趣旨に則り、本会における軍事研究に関するガイドラインを以下のように定める。

- (1) 本会は、研究内容が兵器等の軍事に直接係わると判断される研究を軍事研究とみなす。ただし、研究費の提供機関・団体のみを根拠とする判断はしないものとする。
- (2) 本会が刊行する会誌等の出版物への原稿等の投稿については、当該原稿等の内容が軍事研究であると判断される研究に係わるものの場合、これを受理しないものとする。また、本会が主催する講演会等への発表等の申込みについては、当該発表等の内容が軍事研究であると判断される研究に係わるものの場合、これを受理しないものとする。
- (3) 本会における業績の表彰にあたっては、当該業績の内容が軍事研究を主とする業績であると判断される場合、これを表彰しないものとする。
- (4) 本会が共催、協賛または後援する学協会や諸団体の国内事業等、ならびに本会と諸外国の団体等との国際事業等に対する協力については、当該事業等の主催団体が軍事研究を主目的とする軍事関係団体である場合、本会は協力の依頼を断るものとする。また、本会は、軍事研究を主業務とする軍事関係の施設等または企業の軍需関連事業所等を対象とする見学会は企画しないものとする。
- (5) 本会への委託研究の申込みについては、その委託内容が軍事研究に係わるものであると判断される場合、本会は委託に応じないものとする。

以上

附則 本ガイドラインは2018年5月1日より適用する。